次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
別表第一 一		別表第一 一	
名称	所在地	名称	所在地
［略］	［略］	［同上］	［同上］
奥多摩日本語学校	東京都	奥多摩日本語学校 ［項を加える。］	東京都
開智国際日本語学院国分寺学習センター	東京都	［同上］	［同上］
［略］	［略］		

備考　表中の［　］は注記である。

○国土交通省告示第二百九十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年三月二十四日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月五日

国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ－2757	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ－６Ｓ10Ｔ　22ＰＧ	三菱　２ＴＧ－ＭＳ＊＊＊＊	三菱ふそうトラック・バス株式会社　神奈川県川崎市幸区鹿島田一丁目１番２号

○国土交通省告示第二百九十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年三月三十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月五日

国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｎ－1187	騒音防止装置　日野　01－Ｎ04Ｃ－10	トヨタ　ＴＰＧ－ＸＺＣ＊＊＊＊、トヨタ　ＴＰＧ－ＸＺＵ＊＊＊＊＊、日野　ＴＰＧ－ＸＺＣ＊＊＊、日野　ＴＰＧ－ＸＺＵ＊＊＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１

○国土交通省告示第三百号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年三月三十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月五日

国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ－2398	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ｎ04Ｃ－７	トヨタ　ＴＰＧ－ＸＺＣ＊＊＊＊、トヨタ　ＴＰＧ－ＸＺＵ＊＊＊＊＊、日野　ＴＰＧ－ＸＺＣ＊＊＊、日野　ＴＰＧ－ＸＺＵ＊＊＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１

○国土交通省告示第三百一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年四月十三日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月五日

国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ－2537	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＤＡＡ－ＶＱ35－ＨＭ34－７Ｙ51Ｄ	ニッサン　ＤＡＡ－ＨＧＹ51	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地